税のしくみは、個人県民税とほぼ同様です(7ページ参照)。



納める額

〈均等割〉

税率(年額)

3,500円

※東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含みます。(注)

(注) 東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置

東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税の均等割税率に1,000円(県民税500円、市町村民税500円)が加算されます。

〈所得割〉

税	率	6%

法人市町村民税

3 市町村税のあらまし

税のしくみは、法人県民税とほぼ同様です(15ページ参照)。



納める額

〈均等割〉

法 人 等 の	区 分	標準税率
資 本 金 等 の 額*	従 業 者 数	(年額)
50億円超	50 人超	300 万円
	50 人以下	41 万円
10倍四却 50倍四以下	50 人超	175 万円
10億円超 50億円以下	50 人以下	41 万円
1 億円超 10億円以下	50 人超	40 万円
	50 人以下	16 万円
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	15 万円
一十万万炮 「熄万以下	50 人以下	13 万円
1 千万円以下	50 人超	12 万円
	50 人以下	5 万円

⁽注)制限税率は、標準税率の1.2倍です。税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課に ご確認ください。

〈法人税割〉

	平成26年10月1日以後かつ令和元年 9月30日までに開始した事業年度	令和元年 10月 1日以後に 開始した事業年度
標準税率	9.7%	6.0%
制限税率	12.1%	8.4%

⁽注)税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。

[※] 法人市町村民税の税率区分の基準となる資本金等の額は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する 資本金等の額をいいます。なお、平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始した事業年度 については、資本金等の額(無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の額)が、資 本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合計額 又は出資金の額となりました。